

市町村コード  
452025  
宮崎県  
都城市

都城市法人市民税領収済通知書 (公)

口座番号 加入者  
02000-4-960079 都城市会計管理者

所在地 及 法人名		様	
年 度	I D	申告区分	管理番号
事 業 年 度		申告区分	
	か ら		ま で
法人税割額	01		
均等割額	02		
延滞金	03		
督促手数料	04		
合計額	05		

納期限	
指定金融機関名 (取りまとめ局)	宮崎銀行都城市役所出張所
取りまとめ局	(〒812-8794) ゆうちょ銀行 福岡貯金事務センター
領 収 日 付 印	

上記のとおり通知します。(都城市保管)

市町村コード  
452025  
宮崎県  
都城市

都城市法人市民税納付書 (公)

口座番号 加入者  
02000-4-960079 都城市会計管理者

所在地 及 法人名		様	
年 度	I D	申告区分	管理番号
事 業 年 度		申告区分	
	か ら		ま で
法人税割額	01		
均等割額	02		
延滞金	03		
督促手数料	04		
合計額	05		

納期限	
日 計	円
領 収 日 付 印	

上記のとおり納付します。( 金額欄又は  
都税局保管 )

市町村コード  
452025  
宮崎県  
都城市

都城市法人市民税領収証書 (公)

口座番号 加入者  
02000-4-960079 都城市会計管理者

所在地 及 法人名		様	
年 度	I D	申告区分	管理番号
事 業 年 度		申告区分	
	か ら		ま で
法人税割額	01		
均等割額	02		
延滞金	03		
督促手数料	04		
合計額	05		

納期限	
領 収 日 付 印	

上記のとおり領収しました。(納税者保管)

○申告納付

都城市内に事務所または事業所を有する法人は、地方税法の規定によって、均等割および法人税割の確定、中間、予定、修正等の申告書を提出し、同時にその税額を納付してください。

○延滞金

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に應じて、年14.6%(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間は年7.3%の割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%を加算した割合(以下「特別基準割合」という。))が年7.3%の割合に満たない場合には、その年(以下「特別基準割合適用年」という。))中においては、年14.6%の割合にあっては当該特別基準割合適用年における特別基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあっては当該特別基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合とします。))を乗じて計算した金額に相当する延滞金に加算されます。

○納付場所

- 下記金融機関の本支店(所)・営業部及び出張所  
宮崎銀行、西日本シティ銀行  
宮崎太陽銀行、鹿児島銀行  
南日本銀行、宮崎都城信用金庫  
九州労働金庫、都城農業協同組合
- 九州管内の郵便局・ゆうちょ銀行 ※沖縄県を除く  
(納期限を過ぎた場合は、取扱いできません。)
- 都城市役所納税管理課
- 各総合支所
- 各地区市民センター